年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会) 平成 27 年 12 月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500457号 厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500087号

第1 結論

平成3年4月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年4月から平成6年3月まで

私は、平成3年4月頃、A市のB区役所で国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の免除申請を行った。その後、免除申請は、申請した時期や手続等は不明であるが、全部で2、3回行った記憶がある。今年、届いた「ねんきん定期便」を見て、平成6年4月から平成7年3月までの期間のみ免除期間となっていることを知った。請求期間が免除期間ではなく未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成3年4月頃、A市のB区役所で国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の免除申請を行い、免除申請は、全部で2、3回行った記憶があるとしているが、請求期間当時は毎年度免除申請が必要となるところ、請求者は免除申請に係る時期や手続の具体的な記憶が明確でなく、請求期間の免除申請に関する状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、 平成7年4月頃に払い出されたものと推認され、当該払出時点において、平成3年4月1日に 遡って国民年金の被保険者資格を取得していることから、請求者は、当該払出時点では、請求 期間は国民年金に未加入であり、制度上、免除申請をすることはできない。

さらに、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が 払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間について、国民年金保険料の納付を免除さ れ得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者 の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。